

様式第 47 号（第 3 条関係） 病院（診療所・助産所）開設届出書

病院（診療所・助産所）開設届出書		
年 月 日		
愛媛県知事 様		
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
開設者		
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
印		
開設許可の年月日及び指令番号		年 月 日 愛媛県指令 第 号
病院（診療所・助産所）の名称		
開設の場所		
開設年月日		年 月 日
管 理 者	氏 名	
	住 所	
診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間又は業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間		
薬剤師が勤務するときは、その氏名		
助産所の嘱託医師又は医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「省令」という。）第 15 条の 2 第 2 項の病院若しくは診療所	氏名又は名称	
	住 所	
助産所の省令第 15 条の 2 第 3 項の嘱託する病院又は診療所	名 称	
	住 所	

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)及び(2)に掲げる書類は、当該書類に係る原本を提示する場合にあっては、添付を要しない。

(1) 管理者の臨床研修修了登録証又は免許証の写し

(2) 診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し又は業務に従事する助産師の免許証の写し

(3) 分娩を取り扱う助産所を開設した場合にあっては、次に掲げる書類

ア 省令第 15 条の 2 第 1 項の医師に嘱託した旨の書類及び当該医師の免許証の写し又は同条第 2 項の病院若しくは診療所が診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する旨の書類及び当該病院若しくは診療所に対し、同項に規定する嘱託を行った旨の書類

イ 省令第 15 条の 2 第 3 項の嘱託する病院又は診療所に嘱託した旨の書類

(4) その他知事が必要と認める書類